

基本協定書

堺市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、「関西大学健康文化学部」（以下「健康文化学部」という。）の設置について次のとおり確認し、協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、乙の大学運営を円滑に実施することにより、教育研究の充実、大学の活性化を図るとともに、研究成果を地域に還元することで、地域の発展・活性化に大きく寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定書を遵守しなければならない。

（学部の設置）

第3条 乙は、甲と協力して、堺市堺区香ヶ丘町1丁11番1号に所在する「堺市立商業高等学校・第二商業高等学校校地」に平成22年4月より健康文化学部を設置する。

（学部の運営等）

第4条 乙は、市内での進学機会の拡大、地域企業をはじめとして世界に貢献できる人材の育成等の重要な役割を担うとともに、都市ブランドの向上にも寄与するため、健康文化学部の運営に当たり、平成19年12月13日付け提出の「堺市立商業高等学校・第二商業高等学校校地における大学等高等教育機関設置企画提案 提案書」の内容を誠実に実現するように努めるものとする。

2 乙は、健康文化学部を設置後、乙の責任において運営するものとする。

3 乙は、乙の設置する学部が地域とともに発展し、地域における高等教育機能と研究機能の集積を図るため、第1項の取組みの他、甲と協力して諸条件の整備に努め、さらなる地域貢献、教育内容の向上、学部拡充等に取組むものとする。

（学部の規模）

第5条 乙は、健康文化学部の規模を入学定員300名、収容定員1,200名とするように努めるものとする。

（土地建物の貸借）

第6条 甲は、乙に対し「堺市堺区香ヶ丘町1丁11番1号」の土地及び建物を、別途取り決める契約に基づき、平成22年4月1日から20年間無償貸与するものとする。ただし、貸与期間満了に際し、甲乙協議のうえ、貸与期間を更新できるものとする。

（連携協力）

第7条 甲及び乙は、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図り、まちづくり、文化、産業、教育等様々な分野において、地域の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的として、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 健康、福祉、産業及び環境に関する分野
- (2) 教育・研究及び科学技術に関する分野
- (3) まちづくり、市民生活の向上に関する分野
- (4) 文化、歴史及び国際交流に関する分野
- (5) その他、双方が有益にして必要と認める分野

(地域連携協議会の設置)

第8条 甲及び乙は、前条に掲げた目的を実現するために、連携協力に関する協議会を設置するものとする。

2 乙は、地域貢献協力資金として総額5億円を負担するものとする。

3 第1項の規定による協議会に関する事項については別に定める。

(効力)

第9条 この協定書中、甲の議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれが議決されたときに効力が生ずるものとする。

(運営状況の報告)

第10条 乙は、甲の求めに対して、運営状況に関し必要な報告を甲に行うものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なくこの基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(義務の不履行等)

第12条 この基本協定の各当事者は、この基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(定めのない事項)

第13条 この基本協定に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成20年8月7日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長
(自署)

乙 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人関西大学
理事長
(自署)